

公安委員会 説明資料 No. 1	香川県留置施設視察委員会委員の活動 状況等について	令和6年6月6日 警務部
---------------------	------------------------------	-----------------

報告事項

香川県留置施設視察委員会委員が、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの間に実施した活動状況等について報告する。

1 活動状況

(1) 留置施設の視察（12施設中7施設）

- 令和5年6月1日
東かがわ警察署 高松北警察署
- 令和5年9月7日
小豆警察署
- 令和5年12月21日
丸亀警察署 高松西警察署
- 令和6年3月7日
観音寺警察署 三豊警察署

(2) 被留置者との面接

15人の被留置者について面接を実施

2 主な意見及び措置状況

- 「観音寺警察署の布団は圧縮袋で清潔に保管されているが、毛布は圧縮袋に入っていないので布団と同様の方法で保管してはどうか。」との意見
⇒ 毛布も圧縮袋に入れて保管するようにした。
- 「観音寺警察署の洗面具収納キャビネットの引出し内が錆びており、清潔感がない。」との意見
⇒ 引出し内にプラスチック製トレイを入れて対応した。
- 「丸亀警察署の浴室の換気扇が汚れていたので清掃時に確認して欲しい。」との意見
⇒ 直ちに清掃を実施した。

3 意見等の公表

上記意見及び措置状況については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の規定により、その概要を県警察のホームページに掲載して公表する。

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 県道高松坂出線4車線化に伴う交差点の安全対策として定周期式信号機の新設
- 設置要望の多い箇所に対する先行的な安全対策として押ボタン式信号機の新設
- 必要性の低下した押ボタン式信号機、一灯点滅式信号機及び横断歩道の廃止

等、合計31か所（区間）を実施する。

1 交通規制の総括

(1) 交通規制の新設・廃止 [合計31か所（区間）]

規制種別	新設	変更	廃止	規制種別	新設	変更	廃止
信号機	2	0	3	特例特定小型原付・普通自転車歩道通行可	0	0	2
一時停止	3	0	2	二段停止線	0	0	5
横断歩道	2	0	4	自転車横断帯	0	0	8

(2) 住居表示等の変更

信号機設置箇所等 3か所

2 主な交通規制

(1) 県道高松坂出線4車線化に伴う交差点の安全対策として定周期式信号機の新設
高松市生島町

(2) 設置要望の多い箇所に対する先行的な安全対策として押ボタン式信号機の新設
高松市林町

(3) 必要性の低下した押ボタン式信号機、一灯点滅式信号機及び横断歩道の廃止

ア 綾川町山田下

イ さぬき市鴨庄

ウ さぬき市寒川町